



施設を利用していないお子様

申請要

	0歳児～2歳児	3歳児～5歳児
一時預かり事業 病児保育事業 ファミサポ事業 保育の必要性がある方が対象	住民税非課税世帯に限り 月額 42,000 円を上限に無料	月額 37,000 円を上限に無料

保育料の多子軽減について 【10月以降も現行制度を継続します】

2人以上同時入所の場合… 2人目：半額、3人目：無料

小学3年生以下の子を3人以上扶養している場合… 第3子以降：無料

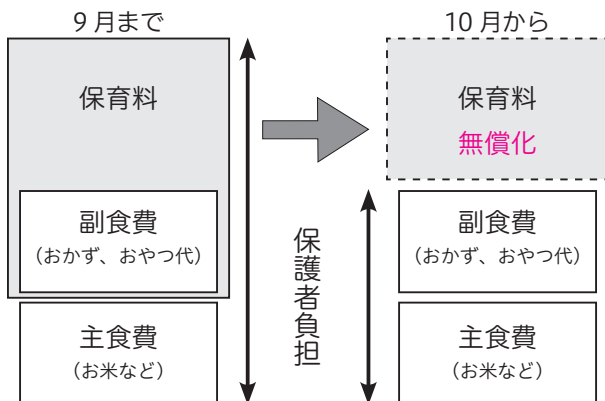
学生及び18歳以下の子を3人以上扶養している場合… 第3子以降：半額

※認定区分や世帯状況等により、上記以外の減免を適用することがあります。

給食費の取扱いについて

給食の材料にかかる費用は、自宅で子育てを行う場合も同様にかかる費用のため、10月からも保護者の負担となります。（負担額は園が定める額です。）

なお、認可保育所等の3歳児～5歳児については、これまで保育料に含まれていた副食費（おかず、おやつ等）を、10月からは主食費（お米等）とあわせて園に支払うこととなります。



10月からの新制度！副食費の助成について

利用する施設や認定区分、世帯状況等に応じた副食費の助成制度（月額 4,500 円まで）を設けています。対象の方には、別途お知らせします。

保育の必要性とは？

児童と同居している65歳未満のすべての方が、次のいずれかに該当することをいいます。
就労証明書や診断書等により、要件を確認します。

要件	認定の有効期間
就労（月 56 時間以上）	就労期間
妊娠中・産後	産前 6 週間、産後 8 週間
疾病や障がい	療養が必要なくなるまで
同居親族の介護・看護	介護等が必要なくなるまで
災害復旧	復旧が終了するまで
求職活動	3 か月
就学	就学が修了するまで
育児休業中で、すでに保育を利用している子どもの継続が必要	1 年程度



令和元年 10月1日から

幼児教育・保育の無償化がスタート

10月1日から幼児教育・保育の無償化が開始しました。無償化のためには、**申請手続きが必要な場合があります**。申請が必要な方には園を通じてご案内し、すでに必要書類をご提出いただいておりますが、対象の方で案内が届いていない場合やまだ申請がお済みでない場合はご連絡ください。

問 こども課 ☎92-7968



幼稚園を利用しているお子様 **申請要**

見真幼稚園、町外の幼稚園（新制度未移行園：幼稚園就園奨励費対象施設）

	満3歳児	3歳児～5歳児
保育料	月額 25,700 円を上限に無料	月額 25,700 円を上限に無料
預かり保育料 保育の必要性がある方が対象	住民税非課税世帯に限り 450 円 × 利用日数まで無料 (上限 16,300 円)	450 円 × 利用日数まで無料 (上限 11,300 円)



認定こども園を利用しているお子様 **申請不要**（預かり保育を利用する場合は申請要）

基山バディ認定こども園（幼稚園部分）、町外の認定こども園（幼稚園部分）、町外の幼稚園（新制度移行園）

	満3歳児	3歳児～5歳児
保育料	無料	無料
預かり保育料 保育の必要性がある方が対象	住民税非課税世帯に限り 450 円 × 利用日数まで無料 (上限 16,300 円)	450 円 × 利用日数まで無料 (上限 11,300 円)



認可保育所等を利用しているお子様 **申請不要**

基山バディ認定こども園（保育園部分）、たんぽぽ保育園、基山保育園、ころころ保育園、ちびはる保育園町外の保育所等

	0歳児～2歳児	3歳児～5歳児
保育料	住民税非課税世帯に限り無料	無料



認可外保育施設を利用しているお子様 **申請要**

	0歳児～2歳児	3歳児～5歳児
保育料	住民税非課税世帯に限り 月額 42,000 円を上限に無料	月額 37,000 円を上限に無料

※年齢区分は、4月1日現在の満年齢です。満3歳児は、3歳になってから3月31日までの期間をいいます。